

定例公安委員会の開催概要

定例公安委員会は、令和3年7月7日（水）に開催されました。

1 決裁事項

- ・ 控訴審関係について
- ・ 運転免許の取消処分について
- ・ 警察職員の特別派遣の取消しについて

2 審議事項

(1) 警察職員の特別派遣について

県警察から、宮城県公安委員会から警察職員の援助要求があった旨の報告があった。審議した結果、原案のとおり特別派遣することを了承した。

委員から『了承いたします。』『体調管理を含め安全に留意し、万全な体制で任務を果たしていただきたい。』との発言があった。

(2) 秋田県警察警察用航空機の非稼働時における援助に関する協定について

県警察から、警察用航空機（やまどり）の非稼働期間中、他県の警察用航空機の派遣要請を行う際、事前に必要な事項を定め、運用を迅速かつ的確に行うための援助に関する協定の締結である旨の報告があった。

審議した結果、原案のとおり協定締結することを了承した。

委員から『了承いたします。』『協力体制を確立し、運用が迅速且つ的確に行えるよう願う。』との発言があった。

3 報告事項

(1) 東北管区警察局による監察の受監結果について

県警察から、東北管区警察局による監察の受監結果に関する報告があった。

5月17日から19日までの3日間、警察本部及び警察署を対象として実施された「交番・駐在所における受傷事故防止対策及び非違事案防止対策の推進状況」等に関する監察について、東北管区警察局より、適否項目について「評価基準を満たしていない（指摘事項あり）」との通知があったとのことであった。

委員から、『指摘事項については、その時だけで無く、時期を見て繰り返し指導していただきたい。』との発言があった。

(2) 秋田市東通地内における現住建造物等放火事件被疑者の逮捕について

県警察から、秋田市東通地内における現住建造物等放火事件被疑者の逮捕に関する報告があった。

秋田東警察署は、令和3年5月6日に秋田市東通地内のアパート自室に放火し、同室等を焼損させたとして、6月30日、秋田市居住の無職の男性（64歳）を通常逮捕したとのことであった。

委員から、『動機等を含めしっかり捜査願う。』との発言があった。

(3) 令和3年夏の交通安全運動の実施について

県警察から、令和3年夏の交通安全運動の実施に関する報告があった。

7月11日から7月20日までの10日間、「子供と高齢者の交通事故防止」を基本とした令和3年夏の交通安全運動が始まる。各警察署では、関係機関・団体等と連携した各種行事、キャンペーン等を実施するとのことであった。

委員から、『夏休み前に安全意識を徹底することは、非常に良いことである。』『学校、行政、関係団体と連携し、一丸となった運動となるよう願う。』との発言があった。